

事故対応等について

これまで当該検討会で検討してきたとおり、太陽光発電設備を危険物施設に設置する場合、種々の安全対策が必要となる。

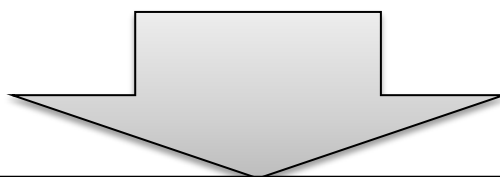
それらの安全対策が取られていたとしても、太陽光発電設備を設置することにより、危険物施設における火災危険性が増大することが想定されるため、以下の措置を講ずる必要がある。

1 危険物施設において火災が発生した場合

危険物施設において火災が発生した場合、消防隊は到着後、二次災害防止のために電力供給を遮断することが通常であるため、**危険物施設の所有者等は、太陽光発電設備からの電力供給を確実に遮断できるように措置を講ずる必要がある。**

2 太陽電池モジュールが、危険物の可燃性蒸気が滞留しているおそれのある場所に落下し
そうになっている場合

危険物施設の屋根に設置された太陽電池モジュールが、危険物の可燃性蒸気が滞留しているおそれのある場所に落下する可能性がある場合等、火災予防上危険である状態を消防職員が発見した場合、太陽電池モジュールの除去が必要であり、同様に太陽電池モジュールを強固に設置し直す等の必要な措置を危険物施設の所有者等に命じることや、危険物施設の従業員等が太陽光発電設備が危険な状態であることに気づいた際には適切に対応する必要があるため、**危険物施設の所有者等は、太陽光発電設備に関して、火災予防上必要な措置確実に講ずることができるようにする必要がある。**



災害時や、火災予防上危険な状態であるときに、危険物施設の所有者等が対応できる体制措置を講じておくことが必要